

総務省行政相談センター

まぐみみ和歌山

令和5年6月梅雨前線による大雨及び 台風第2号による被災者の皆様への 生活支援窓口案内（海南市版）

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

和歌山行政監視行政相談センターでは、いろいろなお問合せやご相談を受け付けています。お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

【本窓口案内(ガイドブック)について】

- ・ 和歌山行政監視行政相談センターが収集した、各機関等における、海南市民の方向けの支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更してまいります。
- ・ この冊子の最新版は、和歌山行政監視行政相談センターホームページに掲載しています。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/wakayama.html>（トピックス欄に掲載）

【和歌山行政監視行政相談センターでの相談受付について】

- 行政相談専用ダイヤル：0570-090110 又は 073-422-1100
（平日 8:30～17:15、受付時間外は留守番電話）

- インターネット：右のQRコードからアクセスできます。

URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



- F A X： 0 7 3 - 4 3 6 - 5 8 9 9

- 来 所： 平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

まぐみみ和歌山



総務省行政相談センター

総務省 和歌山行政監視行政相談センター （行政相談センター まぐみみ和歌山）

住 所：和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎3階

電 話：073-431-8221

F A X：073-436-5899

【ご注意】

- 災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。
令和5年6月梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害においては、海南市が災害救助法の**適用**を受けています。
 - 和歌山県は、令和5年6月梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害について、住宅に多数の被害が生じたため、海南市、紀美野町及び九度山町に被災者生活再建支援法の**適用**を決定しました。
-

目次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書、被災証明書の発行 (P. 1)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 2)
- 3 被災住宅の応急修理等 (P. 3)
- 4 被災住宅の補修や再建 (P. 4)
- 5 災害に便乗した悪質商法に注意 (P. 4)



お金のこと

- 6 被災者生活再建支援金の支給 (P. 5)
- 7 災害見舞金等 (P. 5)
- 8 災害援護資金の貸付 (P. 6)
- 9 生活福祉資金の貸付 (P. 6)
- 10 住宅の建設、補修等の融資 (P. 7)
- 11 住宅ローンの返済 (P. 7)
- 12 奨学金の緊急採用等、減額返還・返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 8)
- 13 雇用保険失業給付の支給等 (P. 8)



役所の手続きのこと

- 14 国税の特別措置 (P. 9)
- 15 県税の特別措置 (P. 9)
- 16 市町村税の特別措置 (P. 10)
- 17 公共料金の減免措置等 (P. 10)
- 18 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 11)
- 19 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 11)
- 20 運転免許証の再交付 (P. 12)

※各項目をクリックすると、ご覧になりたいページに移動します。



民間の手続きのこと

- 21 災害等に対する金融上の措置について (P. 13)
- 22 損害保険に関すること (P. 13)
- 23 生命保険の契約内容 (P. 14)
- 24 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 14)
- 25 法律相談等の窓口 (P. 15)



医療・健康のこと

- 26 医療機関への受診、介護サービスの利用 (P. 16)



事業者・農業者の方へ

- 27 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 17)
- 28 中小企業者を対象とした金融支援 (P. 18)
- 29 農林水産業災害対策資金、農業者を対象とした補助金・相談窓口 (P. 20)



その他の情報

- 30 災害ボランティアの依頼 (P. 22)
- 31 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性 (P. 22)
- 32 外国人向けの相談窓口 (P. 23)
For Foreign Residents



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書、被災証明書の発行

- ◆ **「り災証明書」**は、台風、大雨、地震などの自然災害により、住宅などの建物（注）が被害を受けた場合、災害対策基本法に基づき、市町村長が、被災者からの申請に基づいて、被害の程度を調査・判定し、証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。

（注）居住する家屋、保有する家屋（空き家や別荘などは除く）をいいます。家財道具や家屋以外の工作物（門扉、塀、物置、カーポートなど）は含まれません。

- ◆ また、台風、大雨、地震などの自然災害により、家屋以外の工作物（門扉、塀、物置、カーポートなど）や家財、自動車などが被災したことを証明する**「被災証明書」**の発行も行っています。
- ◆ り災証明書、被災証明書の発行を受けるためには、海南市への「証明願」の提出が必要です。海南市の申請窓口は以下のとおりです。
※被害状況の分かる写真の撮影をお願いします。

区分	窓口	電話番号
本庁	税務課（資産税班）	073-483-8417
支所・出張所	下津行政局	073-492-1212
	日方支所	073-483-8778
	野上支所	073-487-0056
	亀川出張所	073-482-0640



2 被災者のための住宅提供

- ◆ 浸水等により、住宅に被害を受け、居住が困難となった方に対し、公営住宅等の空き部屋を一時的に提供しています。

- ◆ 対象者

令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号による被災者で次の要件を満たす方

(1) 住宅に困窮していること（他の避難先がないこと）

(2) り災証明書が発行されていること

- ◆ 提供住宅

海南市内又は紀美野町内の公営住宅等

注 1) 電化製品等家財道具はありません。

注 2) 提供に当たり特別な修繕は行っていません。

注 3) 提供戸数には限りがあります。

- ◆ 提供期間

入居後 3 か月又は 6 か月（状況によっては延長可）

- ◆ 家賃等

家賃、敷金、駐車場使用料は無料。

ただし、光熱水費、共益費等は自己負担。

《問合せ先》

【海南市 管理課（住宅班）】 電話：073-483-8488



3 被災住宅の応急修理等

- ◆ **災害救助法の適用市町**において、災害により住宅が中規模半壊、半壊、準半壊のいずれかの住宅被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最低限度の部分を応急的に修理します。応急修理は、都道府県又は市町村が業者に委託して実施。

【ご注意】

※ 既に施工が完了し、代金支払済みのものは対象とはなりませんので、被災した住宅の修理を検討している方は、修理業者に修理を依頼する前に、必ず、海南市都市整備課にご相談ください。

※ 事前に、海南市税務課で「り災証明書」の交付を受ける必要があります。

◆ **修理限度額**

- ・ 大規模半壊・中規模半壊・半壊の世帯（海南市）：70万6千円以内
- ・ 準半壊の世帯（海南市）：34万3千円以内

※ 詳細は海南市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kainan.lg.jp/important/5470.html>

《問合せ先》

【海南市 都市整備課】 電話：073-483-8480



4 被災住宅の補修や再建

- 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、公益財団法人「住宅リフォーム・紛争処理支援センター」が「**住まいるダイヤル**」を開設しています。
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

【住まいるダイヤル】

- ・ 電話：0570-016-100（IP電話からの場合は、03-3556-5147）
- ・ 受付時間：平日 10：00～17：00（土日祝、年末年始を除く）

5 災害に便乗した悪質商法に注意

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。
- ◆ 本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」、「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。
- ◆ 不審な勧誘や電話を受けた場合やご心配ごとがある場合には、下記の番号までご相談ください。

【消費者ホットライン】

- ・ 電話：188^{い や や}（市外局番なしの3桁番号）

【警察相談専用電話】

- ・ 電話：#9110（全国共通の短縮ダイヤル）

【国民生活センターホームページ】

- ・ 被災地域は特に注意！災害後の住宅修理トラブル
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220616_1.html
- ・ 和歌山県内の消費生活センター
https://www.kokusen.go.jp/map/ncac_map30.html



お金のこと

6 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ **被災者生活再建支援法の適用市町**において、住宅が全壊・大規模半壊・中規模半壊などした世帯等（り災証明書における被害の程度で判定します）については、申請により、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が支給されます。

（申請期限：基礎支援金は令和6年7月1日まで、加算支援金は令和8年7月1日まで）

《問合せ先》

【海南市 社会福祉課】電話：073-483-8432

※詳細は海南市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kainan.lg.jp/material/files/group/15/sienkin.pdf>

7 災害見舞金等

- ◆ 海南市では、住家が床上浸水、半壊以上の被害を受けた世帯に見舞金等を支給します。

※支給対象、支給額については、以下の窓口又は海南市のWEBサイトでご確認ください。

<https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/kurashibu/shakaifukushika/shakaifukushikatorikumi/saigai/saigaimimaikin.html>

《問合せ先》

【海南市 社会福祉課】電話：073-483-8432

- ◆ 市町村でり災証明書の発行を受けた場合、住家への被害状況等によっては、後日、和歌山県から和歌山県災害見舞金が支給される場合があります（支給基準は、住家が床上浸水、半壊、全壊したとき、負傷者（重傷）が生じたとき等。世帯単位で支給され、半壊で1世帯当たり5,000円、全壊で1世帯当たり10,000円など）。



県の災害見舞金は、り災者の住家の所在地を管轄する市町村長から、災害発生の日から1か月以内（災害救助法適用市町村の場合は13か月以内）に県に提出される、り災報告書に基づき支給が行われるものです。

詳細は、和歌山県福祉保健総務課（電話：073-441-2471）にお問い合わせください。

8 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方（所得制限あり）に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。
※県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害が対象

- ◆ **貸付限度額**：最大350万円
- ◆ **償還期限**：据置期間（3年）を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ **申請期限**：令和5年9月30日（土）締切 当日消印有効

《問合せ先》

【海南市 社会福祉課】 電話：073-483-8432

9 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対して、資金の貸付が行われます。一世帯につき10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間（通常2か月以内）終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。

【福祉費（災害援護費）】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、災害により臨時に必要な経費（150万円以内）の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間（通常6か月以内）終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。

《問合せ先》

【海南市 社会福祉協議会】 電話：073-483-6777



10 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、「独立行政法人 住宅金融支援機構」が金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金の融資（災害復興住宅融資）を行っています。

【住宅金融支援機構 お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）】

- ・ 電話：0120-086-353(通話無料)
- ・ 受付時間：9：00～17：00（祝日・年末年始を除き、土日も営業）

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っている場合があります。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

11 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」。災害救助法が適用された自然災害に限る。）があります。詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
- ◆ 借入先が銀行の場合、**全国銀行協会相談室**にお問い合わせいただくこともできます（電話：0570-017109又は03-5252-3772、受付時間：平日9時～17時）。
 - ・ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(チラシ)
https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl_leaf.pdf



12 奨学金の緊急採用等、減額返還・返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、**災害救助法適用地域の世帯の学生**に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急・応急採用の申請を受け付けています。在学している学校を通じてお問い合わせ・お申し込みください。
- ◆ また、JASSOでは、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の申請を受け付けています。詳細は、奨学金相談センター（電話：0570-666-301、受付時間：平日9：00～20：00（土日祝日・年末年始を除く））にお問い合わせください。
- ◆ なお、JASSOでは、学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対して、**JASSO災害支援金（10万円、返還不要）**の申請受付をしています。在学している学校を通じてお問い合わせ・お申し込みください。

※JASSO災害支援金について、学校からJASSOへの申請期限は「災害が発生した日の次の月から数えて6か月以内」です。

13 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ **災害救助法の適用市町**において、災害を受けたことにより事業を休止・廃止する場合に一時的に離職を余儀なくされた方については、雇用保険の失業等給付の関係で特例措置を受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、以下の労働局、ハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

《問合せ先》

【和歌山労働局】 電話：073-488-1020（総合労働相談コーナー）

【ハローワークかいなん】 電話：073-483-8609



役所の手続きのこと

14 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。
- ◆ また、災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部の軽減が図られます。

《問合せ先》

【海南税務署】 電話：073-482-0900

15 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者の方は、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、申告等の期限の延長、減免又は徴収猶予などの特別措置を受けられる場合があります。

《問合せ先》

【和歌山県税事務所】 ○個人事業税：（電話）073-441-3403

○法人県民税・法人事業税：（電話）073-441-3397

○自動車税種別割：（電話）073-441-3409

○不動産取得税：（電話）073-441-3399

○納税相談：（電話）073-441-3407



16 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、市民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に関して、徴収猶予、減免措置等の救済措置を受けられる場合があります。詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

《問合せ先》

市民税 : 【海南市 税務課】 電話:073-483-8416
 固定資産税 : 【海南市 税務課】 電話:073-483-8417
 国民健康保険税 : 【海南市 保険年金課】 電話: 073-483-8451
 後期高齢者医療保険料: 【海南市 保険年金課】 電話: 073-483-8451
 介護保険料 : 【海南市 高齢介護課】 電話: 073-483-8761

17 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。

適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、適用を受けるためには、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。

《問合せ先》

【関西電力 コンタクトセンター】 電話:0800-777-8810
 【大阪ガスお客さまセンター】 電話:0120-123-627
 【NTT西日本】 電話:局番なしの「116」（携帯電話からは0800-2000-116）

《支援措置の一例》 ※詳しくは各社へご確認ください。

(関西電力)

対象地域:海南市、和歌山市、有田市、紀の川市、紀美野町、有田川町

措置内容:令和5年5月～8月分の電気料金及びガス料金の支払期日(検針日の翌日から30日目)を1か月間延長。ただし、支払期日の延長は、支払期日が令和5年6月2日以降となるものに限る。

(大阪ガス)

対象地域:海南市、和歌山市、有田市、紀の川市、紀美野町、有田川町

措置内容:次のガス・電気料金について支払期限日を1か月間延長。

- ①既に支払義務が発生しているが支払期限日が令和5年6月5日以降となる料金
- ②令和5年6月～8月分の料金



18 年金手帳などを紛失した場合、 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 災害によって2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除される場合があります。
- ◆ また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、保険料の納付の猶予を受けることができる場合があります。
- ◆ 年金手帳（令和4年4月から、年金手帳は「基礎年金番号通知書」に切り替わりました）や基礎年金番号通知書、年金証書を紛失した場合は、日本年金機構にお申し出ください。
- ◆ 詳しくは、最寄りの年金事務所、日本年金機構ねんきんダイヤル又は海南市保険年金課にお問い合わせください。

＜問合せ先＞

【和歌山西年金事務所】 電話：073-447-1660（代表）

【日本年金機構ねんきんダイヤル】 電話：0570-05-1165

（【月曜】8:30～19:00、【火曜～金曜】8:30～17:15、【第2土曜】9:30～16:00）

【海南市 保険年金課】 電話：073-483-8436

19 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、管轄する支局、出張所にお問い合わせください。

＜問合せ先＞

【和歌山地方法務局】 電話：073-422-5131（代表）

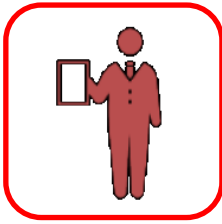


20 運転免許証の再交付

- ◆ 運転免許証、仮運転免許証又は運転経歴証明書の再交付を申請する場合は、以下の窓口で受け付けています。

＜問合せ先＞

【和歌山県警察本部交通センター】 電話：073-473-0110（代表）



民間の手続きのこと

21 災害等に対する金融上の措置について

- ◆ 近畿財務局から「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害等に対する金融上の措置」について、預貯金取扱金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者、電子債権記録機関に対して要請がなされました。

- ◆ 詳しい措置の内容については、近畿財務局のウェブサイトをご覧ください。

URL:<https://lfb.mof.go.jp/kinki/kinyuu/kinsoti0506kinyuu.html>

＜問合せ先＞

【財務省近畿財務局 和歌山財務事務所 理財課】

電話：073-422-6143

【日本銀行 大阪支店 営業課】 電話：06-6206-7723

22 損害保険に関すること

- ◆ 損害保険の適用などについては、以下の窓口にお問い合わせください。

・ご契約の損害保険会社

・日本損害保険協会 そんぽADRセンター

・ 電話：0570-022-808

（IP電話等：06-7634-2321）

・ 受付時間：平日9：15～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

- ◆ **災害救助法が適用された地域**において、証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は、以下の窓口で照会できます。

・日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター

・ 電話：0120-501331（フリーダイヤル）

・ 受付時間：平日9：15～17：00（土日祝日、年末年始を除く）



23 生命保険の契約内容

- ◆ 各生命保険会社において、今回の災害で**災害救助法が適用された地域**の被災契約者の契約について、次の特別取扱いが行われています。
https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/20230605_1.html
 - ・ 申出により、保険料の払込みの猶予期間が最長 6 か月延長されます。
 - ・ 申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いが行われます。
- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、以下の窓口にお問い合わせください。

【生命保険協会 生命保険相談所(災害時受付専用連絡先)】

- ・ 電話：0120-001-731(フリーダイヤル)
- ・ 受付時間：平日9:00～17:00(土日祝日を除く)

【かんぽ生命保険 かんぽコールセンター】

- ・ 電話：0120-552-950(フリーダイヤル)
高齢者のお客様専用 0120-744-552(フリーダイヤル)
- ・ 受付時間：平日9:00～21:00
 土日祝日9:00～17:00(年末年始を除く)

24 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ **災害救助法の適用市町**において、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻し等ができます。(注)

詳しくは、各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口にお問い合わせください。

(注) ゆうちょ銀行における海南市に対する非常取扱いは7月5日(水)で終了



25 法律相談等の窓口

- ◆ **和歌山弁護士会**では、被災された方の法的な悩みごとについて、弁護士が法律相談に応じています。

- ・ 電話：073-422-4580(代表)
- ・ 有料、予約制

〔災害ADR〕（和歌山弁護士会 紛争解決センター）

災害ADRは、災害を原因としてトラブルが発生した場合に、裁判に訴えるのではなく、弁護士が中立の立場で、申立人と相手方の間に入って話し合いを行い、早期に解決を目指す手続です。

（手数料）

申立手数料は無料、成立手数料は一般ADRの場合に比べて半額、ケースによっては最大4分の1まで減額可能です。

- ・ 電話：073-422-4580(代表)

- ◆ **和歌山県司法書士会**が設置する「司法書士総合相談センター(和歌山)」では、無料相談窓口を設けています。

- ・ 場所:和歌山県司法書士会館(和歌山市岡山丁24番地)
- ・ 開設時間：原則毎週土曜日 午後1時から午後4時まで
- ・ 電話による相談も可能。予約は不要ですが、念のため電話で事前確認が必要。
- ・ 電話：073-422-4272

- ◆ **和歌山県行政書士会**では、役所に提出する許認可等の書類、契約書、遺言状等の作成に関する無料相談窓口を開設しています。

- ・ 場所:和歌山県行政書士会事務局（和歌山市九番丁1番地中谷ビル2階）
- ・ 相談内容の事前予約が必要。
- ・ 電話：073-432-9775



医療・健康のこと

26 医療機関への受診、介護サービスの利用

◆ **保険証を紛失するなどした場合の医療機関への受診について**

被災により保険証を紛失するなどして医療機関に提示できない場合は、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所等を医療機関の窓口伝えることにより、保険診療で受診することができます。

◆ **医療機関での窓口支払いや介護サービスの利用料について**

災害救助法の適用市町において、適用市の国民健康保険・介護保険、適用市が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。

また、要介護被保険者及び要支援被保険者で、利用者負担額が減免される場合があります。

- ◆ ご不明な点は、加入されている保険者（市の国民健康保険・後期高齢者医療窓口等）にお問い合わせください。

＜問合せ先＞

【海南市 保険年金課】 電話：073-483-8404

【海南市 高齢介護課】 電話：073-483-8761



事業者・農業者の方へ

27 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 今回の大雨及び台風により被災した県内事業者の皆様を支援するため「特別相談窓口」を設置しています。
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください(海南市関係抜粋)。

【和歌山県関係】

相談内容	担当窓口	電話番号	開設時間
総合相談窓口	商工観光労働総務課	073-441-2724	平日9:00～17:45
融資制度	商工振興課	073-441-2744	

【関係団体等】

団体名	電話番号
和歌山商工会議所	073-422-1111
海南商工会議所	073-482-4363
和歌山県商工会連合会	073-432-4661
和歌山県中小企業団体中央会	073-431-0852
和歌山県よろず支援拠点	073-433-3100

【関係金融機関】

機関名	電話番号
日本政策金融公庫和歌山支店 (国民生活事業)	0570-071039(ナビダイヤル)
日本政策金融公庫和歌山支店 (中小企業事業)	073-431-9301
商工中金和歌山支店	073-432-1281
和歌山県信用保証協会	073-433-9705

※開設期間については、各団体・機関により異なりますので、ご注意ください。



28 中小企業者を対象とした金融支援

- ◆ 今回の大雨と台風により海南市で被災された中小企業者の事業再建や資金繰りを支援するため、県中小企業融資制度において以下（１）～（３）の資金を利用できます。

当制度は、海南市の災害救助法適用を受け、一般保証枠と別枠の限度額で融資額100％を保証するセーフティネット保証4号が適用されるものです。

申請には売上高の減少について海南海市長の認定が必要となります。詳しくは、県商工振興課にお問い合わせください。

（１）経営支援資金（伴走支援枠）

- ・ 融資利率 年1.2%以内
- ・ 保証料率 年0.2%
- ・ 融資限度額 設備・運転・返済 1億円以内
- ・ 融資期間 10年以内（一括償還は1年以内）
- ・ 取扱期間 令和5年9月13日まで

（２）経営支援資金（セーフティ枠）

- ・ 融資利率 年1.2%以内
- ・ 保証料率 年0.6%
- ・ 融資限度額 設備・運転 8,000万円以内
- ・ 融資期間 10年以内
- ・ 取扱期間 令和5年9月13日まで

（３）資金繰り安定資金（セーフティ枠）

- ・ 融資利率 年1.6%以内
- ・ 保証料率 年0.6%
- ・ 融資限度額 返済・運転 8,000万円以内
- ・ 融資期間 10年以内
- ・ 取扱期間 令和5年9月13日まで

＜＜問合せ先＞＞

【和歌山県 商工観光労働部 商工振興課】

電話: 073-441-2744（内線2745）



- ◆ また、今回の大雨と台風により海南市で被災された中小企業者の事業復旧と継続を支援するため、海南市では「海南市被災事業者支援給付金」を支給します。

【海南市被災事業者支援給付金】

給付対象者	以下のすべてに当てはまる事業者。 ・ 浸水等の被害を受け、市が被災したと認める中小企業者、個人事業主等（※農業を除く） ・ 市内で事業実態があり、復旧後の事業を継続する意思があること ・ 被災した事業用建物または事業用資産の修繕・更新を行い、その費用が20万円以上であること
対象となる修繕・更新	・ 事業用建物の修繕又は更新 市内で営業する事業所・店舗・工場等に対しての修繕 <例>床、壁、扉、シャッター ・ 事業用資産の修繕又は更新 事業用建物と一体で使用される事業用資産 <例>大型機械類、ボイラー設備
給付金額	20万円（1事業者） ※1事業者につき1回限り
申請期間	令和5年7月14日（金曜日）～令和5年12月27日（水曜日）
申請方法	海南市産業振興課に持参、または郵送

※ 対象の可否は、海南市被災事業者支援給付金申請要領をご確認いただくか、海南市産業振興課 商工観光班（電話：073-483-8460）までご相談ください。

<https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/machizukuribu/shokokankogakari/shokokankogakaritorikumi/5567.html>

※ 令和5年6月2日以降の修繕・更新が対象となります。（既に完了した工事も対象）

※ 災害救助法による応急修理と同一の箇所は対象外となります。



29 農林水産業災害対策資金、 農業者を対象とした補助金・相談窓口

- ◆ 和歌山県では、今回の大雨と台風により被災した農業者を支援するため、下記の相談窓口を設置しています。また、株式会社日本政策金融公庫及び各農業協同組合においても、このたび被災した機械や施設の復旧等に必要な融資相談を受け付けます(海南市関係のみ記載)。

【県関係機関】

- ・相談内容 融資制度に関すること
- ・開設時間 平日 9:00～17:45
- ・担当窓口

	電話番号
経営支援課	073-441-2881
海草振興局農業水産振興課	073-441-3380

【関係金融機関】

金融機関名	電話番号
株式会社日本政策金融公庫 和歌山支店	073-423-0644
ながみね農業協同組合	073-482-6132

※開設時間については、各金融機関により異なりますのでご注意ください。

【農業者の方が利用できる主な制度資金】

農林漁業セーフティネット資金	・貸付対象者：認定農業者等、一定の要件を満たす農業者 ・資金使途：運転資金 ・融資機関：日本政策金融公庫
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	・貸付対象者：認定農業者 ・資金使途：施設の建て替え等 ・融資機関：日本政策金融公庫
農業近代化資金	・貸付対象者：認定農業者等、一定の要件を満たす農業者 ・資金使途：施設の建て替え・復旧等 ・融資機関：農協
生活営農資金	・貸付対象者：農業を営む者 ・資金使途：施設の建て替え・復旧等 ・融資機関：農協



- ◆ 和歌山県では、今回の災害で被害を受けた農業者の方への各種支援として、次の補助事業を行っています（抜粋）。

- ・ 事業名 日本一の果樹産地づくり事業
- ・ 概要 果樹の生産力強化に必要なモノレールやスプリンクラー等の整備を支援
- ・ 補助率（高率補助） 県 1 / 3
- ・ 主な対象者 農業者、農協等
- ・ 問い合わせ先 和歌山県 果樹園芸課 果樹班
電話：073-441-2902

※台風2号による被災分：令和5年10月31日和歌山県果樹園芸課必着

また、海南市では、市内に農地を持つ農業者の農業用設備等が被害を受け、和歌山県の「日本一の果樹産地づくり事業」（上記）により現状復旧を行った農業者に対する追加支援策として、「海南市被災農業者支援事業補助金」を設けています。

- ・ 事業名 海南市被災農業者支援事業補助金
- ・ 補助金額 「日本一の果樹産地づくり事業」補助金の1/2以内（上限20万円）※和歌山県が実施する「日本一の果樹産地づくり事業」補助金の交付決定を受けていることが条件
- ・ 補助対象者 以下のすべての要件に該当すること
 - ・ 令和5年6月の大雨により、市内のモノレールやスプリンクラー等の農業用設備等に被害を受けた農業者
 - ・ 和歌山県が実施する「日本一の果樹産地づくり事業」を活用し、被災した設備の復旧を実施すること
 - ・ 今後も市内で農業を継続する意思があること
- ・ 問い合わせ先 海南市 産業振興課 農林水産班
電話：073-483-8464
- ・ 申請受付期間 令和5年7月14日から令和6年2月29日まで

- ◆ 今回の災害で被害を受けた農地・農業用施設（農道・水路・ため池等）については下記までお問合せください。

問い合わせ先：海南市 建設課 農林漁港班（電話：073-483-8465）



その他の情報

30 災害ボランティアの依頼

- ◆ 今回の大雨等による被災者の方で、ご自宅の清掃や片付けなど、ボランティアに活動を依頼したい方は、以下にお問い合わせください。

名称	電話番号等
県災害ボランティアセンター	場所：和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ 和歌山ビックアイ 7階 和歌山県社会福祉協議会 電話： 073-435-5220 URL： https://www.wakayamakenshakyo.or.jp/
海南市社会福祉協議会	場所：海南市日方1519-10 海南保健福祉センター1階 電話： 073-483-6777 受付時間：8：30～17：15 URL： https://kainanshishakyo.com/volunteer_center/

31 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性

- ◆ 水没・浸水した太陽光発電システムに近づくと感電の恐れがあります。
- ・災害により損壊したパネルであっても、光が当たれば発電するため、接近・接触すると感電する恐れがあります。
 - ・被害にあった太陽光発電システムにむやみに近づかずに、システムの事業者や管理者へ連絡してください。

【お問合せ先】

一般社団法人 太陽光発電協会 電話： **0570-003-045**



32 外国人向けの相談窓口 For Foreign Residents

◆ 生活 ^{せいかつ} についての ^{じょうほう} 情報 ・ 相談 ^{そうだん} (Wakayama Assistance Center for Foreign Residents)

- ・ 和歌山県国際交流協会 ^{わかやまけん こくさいこうりゅうきょうかい} が、外国人 ^{がいこくじん} が生活 ^{せいかつ} する上で困 ^{うえ} っていることを解決 ^{かいけつ} するお手伝い ^{てつだ} をします。

【相談カウンター】

- ・ 電話 ^{でんわ} : 073-435-5240 (水曜日 ^{すいようび}、祝日 ^{しゅくじつ} を除く ^{のぞ} 毎日 ^{まいにち})
- ・ 日本語 ^{にほんご} ・ 英語 ^{えいご} : 水曜日 ^{すいようび} 以外 ^{いがい} 毎日 ^{まいにち} 午前10時から午後4時まで ^{ごぜん じ ごご じ}
- ・ フィリピン語 ^{げつ} ・ 中国語 ^{もく} : 月 ^{げつ} ・ 木 ^{もく} ・ 土 ^ど 午前10時から午後4時まで ^{ごぜん じ ごご じ}
- ・ ベトナム語 ^{もく} : 木 ^{もく} ・ 日 ^{にち} : 午前10時から午後4時まで ^{ごぜん じ ごご じ}
- ・ ホームページ : https://wak-kokusai.jp/facilityinformation_ja/soudan_ja/